

養父市農業委員会

第33回会議録

令和7年6月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第33回会議録

1. 開催日時 令和7年6月24日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第107号 非農地証明交付申請の承認について

議案第108号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第109号 養父市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部改正について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1 番 谷垣重俊	3 番 藤原健次	4 番 坂本光	5 番 前川章
6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満	9 番 山根達夫
10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博	13 番 西谷英樹

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席推進委員(9名)

14 番 小林誠	15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	17 番 荒木奈見
19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃	22 番 上垣美由紀	
23 番 宇佐見孝一	25 番 米田渡		

7. 欠席推進委員(2名)

18 番 谷村昭雄	24 番 井上勝雄
-----------	-----------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 城戸 優臣 主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまより第33回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日は、朝からそんな猛暑という感じじゃなかった、ちょっと蒸し暑い日やったと思います。関係委員の方、現地確認、大変御苦労さんでした。

それから、この雨の手前ですか、前ぐらいで、30それこそ5度、6度という、この辺も気温が上がって、皆さん、農作業とか仕事も、もう本当に一歩手前の熱中症になるぐらいな気温が上がっていったと思います。皆さん、気をつけて頑張ってもらいたいと思います。

そして、今年ですか、我々、関宮のほうでは、氷ノ山、大屋もそうですけど、氷ノ山に雪が多かった割には、意外と、大屋川にしても、八木のほうの八木川にしても、水が非常に少ないように思われます。昨日降りましたから、何とかうちのところで田んぼに入れる水がもっていましたが、昨日の水がなかったらとんでもない、本当に大変なことでした。皆さんのほうはどうか。その原因を人に相談したときに、結局、山の木々が、ちょっと悪いん違うかと。杉やヒノキばかり、保水力がない木ばかり植えてるもんやで、それも一つの原因かなと、森林組合に元おった人がそういう話をしていました。これからは、また梅雨ですので、また雨が降ると思いますけども、皆さん、何とか盆過ぎぐらいまでは乗り切ってほしいなと思います。

それでは、本日、総会終了後もちょっと部会もありますので、本日も、慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について報告いたします。本日出席、農業委員12名中全員の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員については9名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、お願いいたします。

山根会長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、10番の藤原義幸農業委員と11番の木下農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第107号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 資料1 ページ御覧ください。議案107号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が231平方メートルです。所有者は八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、昭和60年から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、3ページから7ページとなっております。

2番、大塚の土地1筆で、面積が152平方メートルです。所有者は大塚の方で、非農地の事由としましては、昭和30年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、8ページから12ページとなっております。

3番、大屋町若杉の土地5筆で、合計面積が1,637平方メートルです。所有者は若杉の方で、非農地の事由としましては、昭和40年代頃から山林化、雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、13ページから25ページとなっております。

4番、轟の土地1筆で、面積が337平方メートルです。所有者は轟の方で、非農地の事由としましては、昭和54年頃より宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、26ページから30ページとなっております。以上でございます。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員 : 失礼をいたします。12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中、担当委員の方、現地確認、大変御苦労さまでした。

それでは、内容に移ります。関連ページは3ページから7ページですので、よろしくお願ひいたします。まずは、3ページを御覧ください。位置図になります。国道9号線畑中バス停を八鹿方面に約10メートルほど下ったところ内にあるところを、畑中の区内に入ってください。その区内に入ってください。この赤丸の部分が今回の申請地となります。

写真でも、その後に、今度は、次のページ、4ページです。航空写真になりますが、この四角い枠の中が今回の申請農地となりますので、よろしくお願ひします。写真でわかりますように、昭和60年には住宅を建てておられる状態で、農地の大半が宅地化はしておったわけでありませぬ。

次、6ページの現況写真を御覧ください。事後報告になって大変申し訳ありませんけれども、もう解体工事も終わり、新築も着工されております。なかなかちょっと分かりにくいもので、今回、このように赤枠でちょっと囲ったわけなんですけれども、今回、ここの農地、先ほども言いました、事後報告に

なりますけども、新築を進めておられますということで、もともとあったところの後ろ部分、農地に家を建てておられたところを壊して、今回、下に碎石、または残土を置いて、もうされております。今後も高齢の母親が一人ここへ住むという形になるというふうにお話も聞いております関係上、もう農地としての活用も今後されないということで、残土なんかも、もう置いて、今日も見てきたんですけれども、現地には碎石が敷かれてもうがちがちになって、農地に戻すことはもう不可能ということになっております。地域の同意も一応得られておられます、始末書も提出されております、事後報告で大変申し訳ございませんでした。御審議のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくお願ひします。今朝方、一緒に現地を見てまいりました。担当農業委員さんの今丁寧な説明がありましたとおひ、報告内容に間違ひはございませぬ。現況を見ても、しょうがないかなという感じだす。よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございませぬ。私も、午前中、現地確認を行いました。先ほど、秋山委員の説明どおりで、もう元に戻すということだすできないと思ひますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませぬか。
1番、谷垣さん。

谷垣委員： 1番、谷垣だす。6ページの写真を見たら、先ほども説明がありましたように、もう何か、基礎工事のあれがなっておって、これは、あれに家を建てはるんでしょう。平家か何か。

秋山委員： そうだす、そうだす。

谷垣委員： この非農地証明じゃなしに、ほかのあれで、農地法のやつのでいくんとちやいますの。これ、もともとが農地のところに何か建物建てはったんでしょう。それをもう壊しちやって、そこへ、平家か何か知らんけど、2階建てか、家を

建てるということでしょう。本来から言ったら、非農地証明じゃなしに、例えば5条とか、そういうのにはならんのですか。これ、考え方としてちょっと、あまり合点がいかんけど。以上です。

事務局：非農地証明につきましては、宅地化とか、農地でなくなった状態から20年要件というものがございます。それから、もちろん、ほかにも農用地でないこととか、そういったような要件もございます。ですので、ここ、始末書にもありますように、昭和60年2月、それから、平成2年に宅地化されているというところで見ますと、非農地証明の要件の20年要件は満たしておるということで、非農地証明の発行は可能、可能というか、問題はないということで議案に上げさせていただいております。その実際の状況につきましては、地元の委員さんから説明がありましたように、その当時から確かに建っているという御報告がありましたので、これについては、非農地証明の要件は満たしているというふうに事務局は判断しています。

谷垣委員：前は、家か何か建っておったんでしょう。これ……。

秋山委員：増築で建つとる、家の母屋があつてその裏に、増築で建ててる。すぐ建てられているという。

谷垣委員：何かありましたよね。

秋山委員：ありました。

谷垣委員：いや、だから、秋山委員も気がつかれなかったんでしょう。

秋山委員：気がつかなかった。

谷垣委員：まさかここが、もう、そんな農地のままでなっているとは。

谷垣委員：いや、だから、そういうように長いこと、ようけありますわな、こういうのは。それなら、そういうのは、もう5条ではなしに、もう、いわゆる非農地の証明をしてもらって、するというような形で考えたらええわけですな。

事務局：20年要件を満たすとか、農用地でないということで要件等を満たしておるのであれば、非農地証明を行った上で地目変更をしていただくというのがベストだというふうに思っております。

議 長： ほかに質疑……。

谷垣委員： 始末書にちゃんとそういうことも書きなったらええんだ。家を今度建てるだとか。それで、農地法で既に、そのときにはちゃんと届出をしなかったわけでしょう。で、今言われたように、20年以上のそういう状態化されとったということがあるんやったら、そういうふうに始末書に書いたらええ、今度、建物を、平家建てなり、2階建てなり、3階建てなり建てますんで、図面はこうですよいうのをつけて、そしたら、分かるけど。僕はこれ最初見たときに、何やこれ、もう既に、何か、家建てるようになってるやん、何で非農地証明やいうて、おかしなことやなと思った。ここ、よう通りよったであれやけど。家があったはずやけどなと思って。

分かりました。そういうので、始末書に、やっぱりそういうのをきっちり書いてもらったほうが僕ら分かりやすいな、もつと。

事務局： 今後、書類審査の中で、そういう特記事項等がある場合は、加えていただくように指導はしていきたいと思います。

議 長： ほかに質疑はございませんか。
小林さん、どうぞ。

小林推進委員： これ、家を建てるときの確認申請自体で、申請は出ないの、これ。

事務局： 確認申請が上がるときには、農地かどうかの確認が事務局には来ます。このところについては、農地であったので、農地法の手続、いわゆる、これは非農地証明の手続が必要だということで、市の窓口は土地利用未来課になるんですけども、そこには回答をして、事業者のほうには返っていますが、多分、同時に建築も進んでいるような状況です。

小林推進委員： その時点で止めるか、差し止めか、申請してからっていうふうにしたほうがよかったんじゃないのかなというだけなんですけど、確認申請のときに地目のあれを確認したから、それでゴーサイン出しとったら、どんどんどんどん、こんなことに先行になっちゃうんで、事後報告、事後報告になって済んじゃうっていうのは、行政の在り方がちょっと甘いというか、あれがあるんじゃないかなと土地利用未来課か、農業委員会か、どっちか分かんませんが。

事務局： そうですね、一応、農業委員会からはゴーサインは出していないので、多分、土地利用未来課と事業者の間で何か行き違いがあったかと思います。過去

には、事前に確認申請が上がった段階で農地と分かるものは、非農地証明のを出したり、転用を出したりということで、工事中では止まっていることがほとんどであったので、今回が逆にまれケースで、なぜか工事も同時に進んでしまっているようなことになってますので、そこを、一応、土地利用未来課のほうに、こういう案件の場合は、まず工事を止めるようにというように指導しておくべきものだと思います。

小林推進委員： いや、行政自体が知っとかんなんべきことじゃないん、それは。

事務局： そうですね、業者が必ず確認申請上げてきますので、その段階で農地である場合は、土地利用未来課から農地法の手続が必要という回答は返っています。なので、そこで一度工事はストップをしてしかるべき申請をしなければならないので、今回の案件については、多分業者が先走ってやってるのか、スケジュールももちろんあると思うんですけど、そこで、知らずに行っているのか、ちょっと分からないですけど、その行き違いで工事が進んでしまっているというような状況です。

議長： 小林さん、よろしいですか。

小林推進委員： 大丈夫ですけど、ただ、そうなってくると、農業委員会も農地法も何も要らんようになってくるんで、その辺の農業委員会の立場をどうするのか、国が農業委員会をこんだけプッシュして何々にしろとかさんざん言ってる割には、農業委員会要らんですよね、こういう状態が続いてたら。

議長： 暫時休憩。

(暫 時 休 憩)

議長： 再開します。
ほかに質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第107号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大塚の件について、担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくお願ひします。8ページを御覧ください。今回、現場を示す地図というか、広い範囲から見たのはこの1枚ということで、非常に分かりにくいのでちょっと御迷惑をおかけしますが、この写真の左手のほうに緑の部分があります。それ、円山川、和田山から八鹿に向かう、右岸道路と言われる、植栽というか、道路があります。その右側が大塚の水田、ほ場がありまして、そこから右手のほうに、山になります。山沿いに生活道路というか、道路がありまして、そこから山側に、丸い印で囲まれているところが今回の場所になります。

9ページの写真も、少し大きくなっておりませんが、ちょっと変形な形ですが、赤い線で囲まれた土地になります。

現状の状態が11ページの写真になります。下の写真見ていただいたら分かりますが、石垣が積まれた高低差のある土地になります。上の写真ですとそれなりに見えますが、右手に屋根が見えることから、隣接地との高低差が分かっていたかと思ひます。かなりの傾斜のところになんか小さな、小さなと言ったら失礼ですが、建物を建てられておったということです。おったというか、現在も建っておりますが、それで、12ページの始末書になりますが、畑地の上に昭和30年頃に先代の方が家を建てられたと。それを、あと守りされる方が現在の土地の状況に応じた申請をしたいということで、今回の非農地証明を求められております。本当に、周辺農地に影響というのが全く関係ないところでして、本当に、何も言われなければ、昔からただこのような宅地というか、高所に建っているお宅だなという感じの場所であります。審議のほう、よろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。午前中、圓山委員と一緒に現地を見てきたわけなんですけれども、先ほど圓山委員から説明があったとおりでして、普通、この状況を見たまづ第一印象っていうのは、ここが耕地というんですか、畑であったというような、まず、印象的に言えばあり得ないだろうというような場所です。11ページののところを見ていただいたらお分かりのように、もう石垣も積んであり、宅地として本当に申請をされて建てられたような、そんなような雰囲気のところでは

た。ですから、現実には畑地ということなんですけれども、その土地を見ても、それから、先ほど、圓山委員からも説明がありましたけれども、その周りの状況を見ても、宅地で仕方がないんじゃないかなという思いがします。それで、これも、されたのが昭和30年頃ということで、この頃から考えたら、本当にこういう状況がある土地が多かったんじゃないかなという思いもしますけれども、これをちょっと、現代の法律に照らしまして修正していただけるようお願いできたということは、もう一つ前に進んだと思いますので、御承認のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。写真を見ていただきましたら御理解できると思うんですけど、山里の小高い尾根の上にこの申請地がございます。ですので、字限図のほうでは、隣接に畑らしきものがあるように見えておりますが、現状的には全て山林化しておりまして、隣接する畑等はありませんので、何ら問題はないと考えております。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第107号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の大屋町若杉の件について、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。大屋町のスキー場の近くにありますが若杉のところ。全体を示すちょっと地図、図面っていうのがないんで、22ページから24ページの写真を見ながら御説明させてもらいたいと思ひます。

まず、22ページの2つの写真ですけども、これは、若杉にあります三社神社、

たしか、8月の16日、毎年、ざんざか祭りやったかな、が行われていた場所から大分山のほうに上がったところの元畑地です。それが、今はこのように山林になっているというところですよ。今日も近くまで行きましたけども、あいにく雨ですし、こういう状況になってますので、現地、報告の方々にもちょっと現場までは行くことはできませんでした。

23ページの左側のウソフ谷、うそのような谷と言われるところからこんなふうな名前がついたらしいですけども、これは、若杉の中のバスの停留所があるんですけども、そこから北西のほうに向いたあたりにある谷の中の、まさしく、もう今は山林になっているようなところですよ。

その少し手前にありますのが、今度は、24ページの左側の写真、もう本当に杉の木1本だけ、このほんまに小さい区画の畑がかつてはあったようですが、今はこんな立派な杉が生えてしまっているというところですよ。今まで申し上げましたのが、もう、ちょっと山林化しているところのことですよ。

また、23ページに戻ってもらいますでしょうか。23ページの右側の石川原836地番というところは、この赤い枠の右下にアスファルトが見えると思うんですけど、これ道路ですよ、これ、かつて県道やったんですよ。この県道を建設する際に、この周辺の農地が、畑ががぼっと買われまして、その残地が少し残っておって、その残地に今回申請された方の義父、義理のおじさんかな、義理のおじさんがここにどうも墓を造ってしまったという、で、その人もちょっともう他界してしまって、その御親族の方も、もうちょっと、もう墓も移設してるというようなことで、こういうような形で残ったということですよ。それで、申請人の方がこのままではあかんので、非農地として今回上げてます。

最後になりますが、24ページの写真の奥若杉796-1というところが、ここも、この三角の今は畑地として残っている、その前のアスファルト道路、このアスファルト道路、さっきの続きですけども、この元県道を建設する際に大半の農地を買われてしまって、これだけ、ほんの少しだけ三角地が残って、そこも買ってほしいと、この人の亡くなったお父さんは話よつたらしいですけども、結局買ってくれなかってこれだけ残ってしまったということですよ。

いずれも、もうかなり前の話ですよ、今回、その申請された方が、もう八十何歳なんですけども、このままではよろしくないんで、きれいに整理してからあの世に逝きたいというようなことを申して、元気な方で、そんなすぐあの世の逝くとは思わないんですけども、きっちり始末書もつけておりますので、今回申請されたということですよ。御審議のほうよろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝ほど現地のほうに行ってきました。先ほど、前川委員

さんから説明があったとおりで、どことも非農地じゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。今日、午前中見てまいりました。前川委員の説明のあったとおり、とても農地になるような箇所ではなかったなので、非農地で妥当だと思います。よろしくをお願いします。

議長： この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第107号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議長： ありがとうございます。挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の轟の件について、担当農業委員より説明を求めます。
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。ページ数は26をめぐってください。航空写真で位置図、中央の真ん中丸が現地です。左側が、農道でいいますと左側が関宮方面で、右側が旧9号線を通って香美町に抜ける道と県道87号線ですか、高原に行く道のちょうど中間の丸印のところですよ。

位置を拡大した写真が27ページ。山から下に県道が通っております。この赤枠のところは現地の建物です。

次の字限図、28ページ。これを見ますと、887-1、ちょうど三角形になっていますが、前ページの27ページからしますと、ちょっとひし形というか、台形型の赤枠となっております。今回申請されてるのが、29ページの写真を見てもらった建物が田んぼに建てられたということで、写真の右側のほうに、蔵と作業場というようなものが建てられております。今回は、28ページの赤三角の部分の申請ということでお願いしたいと思います。

蔵と作業場の建物は、ちょっと測量して、もう一度非農地申請をされるということなんで、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼をします。先ほど、農業委員さんのほうから詳しい説明があったわけなんですけれども、28ページの図をまず見ていただきたいと思うんですけど、この887-1という、この三角になってますけれども、この三角は、右の29ページの家にはめるならば、くるっと一回転をさせて、右側の三角のところ、ちょっとよう分かりにくいんですかね、それが左の今29ページの写真の左側になります。ですから、家の端のほうは、この三角の位置が細くなっているほうが端のほうにいくわけですし、それで、そのために、27ページの図を見ていただいたらあれなんですけども、赤で囲ってある左側のちょっと外れたところに建物が建ってます。これは、おうちの続きに倉庫が建っているような形になっておりまして、ここは、また違った地番ということになっております。ですから、先ほど農業委員さんのほうも説明があったんですけど、再度、この土地と、それから裏にある畑が同一地番ですので、そこのものをまずきれいにしてから、じゃあ再度、申請を、こちらはしてくださいということで、取りあえず、赤に囲ってあるところ、ここについての申請をされたということで、ちょっと図面的に見ますとちょっと見にくいかもしれませんが、家としては2つのほ場をまたがって建っていますので、そういった意味で分けて申請をされていくということですので、ちょっと、そこのところが分かりにくいんじゃないかなと思ひまして、ちょっと御説明だけをさせていただきます。あとは、先ほど農業委員さんの説明どおりですので、皆さんの判断をよろしくお願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 推進委員の米田です。本日、一緒に立会いをさせていただきました。このは、今は住宅の前に県道が通っておるんですけど、県道と同じ高さのところには宅地ができておりますけど、以前は、ちょっとお話を聞くと、やはり、この県道よりかなり低いとこにあった田んぼのようです。そこを埋め立てられて住宅を建てられたということ。年数的にはかなり前で、申請者の方は、もうお父さんがされとって気がつかなかったということで、こういう形で始末書を出されておりますけど、実は、このお父さんというのがダンプの運転手をされて、建設資材なんかの搬送なんかをよくされておったんです。恐らく、建設資材は自分で搬送されて埋立てをされてしまったんじゃないかなと思うんです。年数的にも、私もちょっと確認を、ちょっとこの年にはもう役場におったんだっけなと思って思い出したんですけど、かなり以前から埋立てをされて、54年以

降に建てられたんじゃないかならうかと思えます。現状を見る限り、今さら農地として利用できる場所でもありませんし、ほかの農地への支障もありませんので、非農地として認めていただけたらと思えます。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第107号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議長： ありがとうございます。挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第108号「農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 31ページを御覧ください。議案第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町伊佐の土地1筆、面積は262平方メートルです。譲渡し人は養父市八鹿町伊佐の方、譲受人は豊岡市の方です。申請地内に一般住宅及びカーポートを建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは、32ページから36ページです。

申請番号2番、養父市大屋町中の土地1筆、面積は2,059平方メートルのうち159.37平方メートルです。貸付人は養父市大屋町中の方、借受人は養父市大屋町中の株式会社です。譲受人は、水稻の生産、販売を行っている法人で、その事業拡大に伴い、申請地内に農業用倉庫を建設することが転用の目的で、設定する権利は使用貸借権です。関連ページは、37ページから43ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町伊佐の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連担する地域

に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。まず、ページ数ですけれども、32ページから、35ページはちょっと今回にはあまり関係ないですが、35、36ということで上がっております。それで、実質見ていただきたいのが、34ページの地図なんですけれども、ここで全体的な、写真的な見取図というのがないんで、ちょっと分かりづらいかと思うんですけれども、この申請地につきましては、そこにありますように、484-4というところが申請地でございます。それで、その下側の雑種地とか書いてあるところにつきましては、今現在は道として拡幅されているような現状です。ですから、道に囲まれた一画の土地ということになります。

それをちょっと踏まえていただいて、33ページの地図を見ていただけたらありがたいと思うんですけれども、堤防がありまして、写真を見ますと、右側は円山川です。その左側のところに道があるんです、これは堤防の道でありまして、堤防の道から下がってきたところのところがずっと道で囲われて、先ほどの言った当該地の回りを道が、細い道ですか、車1台ぐらい通るんですけれども、それがずっときて、伊佐地区の部落に入る道になっております。ですから、場所的に言えば、この土地があるところは、もう回りは住宅地がほとんどです。それで、向かって右側はもう堤防、そして左側は、いわゆる宅地というような状況の場所です。ですから、農業的に考えますと、何の支障もない、本当の土地、建物の土地として有効活用できるんじゃないかと思っておりますけれども、現状の地目としては、畑ということになってるみたいです。ですから、そこに家を建てて、そしてまた、豊岡の方が来られるみたいで、新しい住人が増えるというようなこともありますし、これからの発展ということを考えますと、やはり、ここに家を建てて、そしてまた、新しい生活基準ができればいいかなというふうに、私のほう、判断をさせていただきたいと思っておりますので、皆さんの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく審議のほうをお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願いいたします。ただいま担当委員の方が詳しい説明をされましたので、改めて言うことはないんですけども、やはり、少し、委員も言われたとおり、資料のほうの土地台帳とか建物平面図からも、農地の水路とか、確認ができていく、確認するのもなかなか確認しにくい、資料が少なく感じました。写真も当然なく、もう少し資料を合わせて準備していただけたらもっと分かりやすくなるのかなというところはありました。なお、現地を見る限りでは、先ほど委員が言われたとおり、隣接農地や、それから排水路、旧排水路、それから、日照の問題も考慮されておりますので、営農に支障もないということで、本申請は許可相当ではないかと思われまますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど、木下委員、秋山委員が言われたとおり、近隣に影響は全くないと思って、許可相当だと思います。よろしくお願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第108号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町中の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地になります。農用地では、原則農地転用ができませんが、農用地の用途変更申請があり、用途区分が農業施設となっております。申請内容にあります農業用倉庫はこの農業施設に当たるため、農地転用を行うことができることになりました。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地

法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。資料の37ページの地図を見ていただきますと、真ん中の青いラインが大屋川ってということで、養父宍粟線をずっと大屋向きに上がっていただいて、その地図にはありませんけれども、消防署の分署があります。そこから二、三百メートルほど上がったところが、その丸印のところであります。
38ページを見ていただきますと、鮮明な地図が用意してありますけれども、赤丸の中に黄色になっている部分が、既存の、そこにもありますように、事務所兼農業用倉庫ということで、この申請人の祖父の方が精米所を経営されておられまして、それ以外に苗を作ったりだとか、あるいは、稲刈りをしてみみを乾燥するだとかというふうなことで、この黄色い倉庫のところでいろいろと作業をされています。

今回、申請の土地の491-1ということで、その緑の白枠で囲ってある四角の部分、僅かですけれども、ここに41ページからある図面にある建物を農業倉庫を建てるということで、41ページの図面を見ていただきますと、農業倉庫で、ちょっと天井の高い部分は、そこに乾燥機を3台ほど置く予定だと。そして、左側の部分はフリールームってなっているのは、この会社ができてからまだ5年ぐらいですけれども、この4月から新たに、若い、但馬農高を出た方、生徒、この春ですね、それから、あと、ほかの民間の会社に勤めていた方で、ちょうど40ぐらいになった方ですかね、その20代と40代の方を新たに雇うというようなことで、そのフリールームのところでも過ごしてもらおうというようなことで、こういう倉庫を建てるということで、今回申請が上がってきました。

現在、この会社自身は、大屋地域では大変貢献をしております、例えば、ナカバヤシのにんにくを作らなかったところで、所有者の方が実際に稲作をしようと思ってやりかけたんですけれども、もうすごい掘られておって、もう保水力がなくなるとるんですわ、田んぼ自体が。基盤ががっとうやっておられるんで、そこにいろいろと、土を入れたりとか石を入れたりとかして、元の田んぼに戻すっていうような作業もこの会社がされてますし、それから、南谷、西谷方面においても、耕作放棄地等を、あるいは、高齢者の方で作れなかったところを作るっていうようなことで、去年までは7町作っておりましたけども、今年から14町、それで、今後はさらにもっと増やすということで、認定農業者の若手でまだ30代の社長ですけれども、頑張っってやっていこうという意気込みを持っておられる会社であります。そういうことで、養父市の中ででは期待したいところでもあります。そういう建物を建てようということでもありますので、

何とぞ御承認いただけたらありがたく思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど、現地委員さんが申されたように、問題はないと思います。これからどんどん大きくされて、地域に貢献されていかれる企業だと思います。農地法的には問題はないと思いますし、何とぞ御審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど、委員の説明がありましたとおりで。やむを得ないと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
質疑なしと認め……。
すみません、前川さん、どうぞ。

前川委員： すみません、これ、農業用倉庫は、農振地に建てる制限の平方メートル数がありますよね。それ、200平方メートル以下ですかね。今回、施設の平方メートル数が載ってないような気がするんですけども、その辺教えてもらえたらなと思います。

事務局： 農用地の制限ではなくて、まず、200平方メートル未満というところで、農地転用が必要かどうかというところの判断がございます。農用地に農業施設を建てる場合は、平方メートルの制限はございません。今回は、申請の面積でいうと159ほどなので、200平方メートルを下回ってはいるんですけども、既存の農業用倉庫が既にあって、基本的には合算することになっています。1申請当たり200平方メートル未満かどうかで見るのではなくて、その事業所当たり200平方メートルを超えるか超えないかということになりますので、今回の申請単体で見ると、159.37ということで、200平方メートル未満の申請で、許可は要らないような形に見受けられるんですけども、既存の施設と合わせると200平方メートルを超えるということで、まず農地転用が必要になります。で、先ほど言われたように、農用地の区域の中で用途変更をかけて農業施設になった場合は、平方メートルの制限はございませんので、200平方メートルを超えるような、大きくても転用可能ということになっております。

前川委員： 分かりました。ありがとうございます。

議長： ほかに質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第108号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案109号「養父市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第109号「養父市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」ということですが、45ページを横にさせていただいて、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

農地法事務取扱要綱には、これまで、現行というところに転用制限外農地の届出ということで、これは、よくいう200平方メートル未満の農業施設の届出が定めてあります。今回、改正というのは、この第2条第2項を設けるということでございます。

その内容につきましては、ちょっと別でお配りしております養父市農業委員会募集要項で、一番最後のページ、つづりの都合上そのようにさせてもらっているんですけど、地域計画に認定農業者が設置しようとする農業施設を記載する場合に、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めるものについて、農地転用許可及び農振法の開発許可を不要とする措置ということで、こうした地域内に認定農業者が設置しようとする農業施設の場合には、県知事許可の不要ということが定められました。これが、この令和7年4月からということになっております。ただ、許可は不要なんですけども、手続は必要ということで、新たに、ちょっと戻っていただきまして、議案の2項のほうですね、農地法施行規則第29条第4号又は同規則53条第4号、以下、ちょっと省略しますけども、そういったような手続を農業委員会にさせていただく内容を定めたものです。届出していただく書類等につきましては、(1) から (9) までに定めているものになります。

もう一度、このフォローチャートのほうを御覧いただきたいと思いますが、まず、認定農業者から申出書の提出が①ありましたら市町村、市町村は農業委員会、それから農地転用部局、それから地域計画担当部局に照会するというようになっておりますが、養父市では、この市町村は同一部局でやっておりますので、②番は、これ、もう省略できる部分になります。③必要に応じて意見を聞くということで、土地改良区その他関係者、ここでは、他の転用と同じように、地区の同意とか隣地の同意者、同意書を求めることとしておりますので、これは、それでもって、届出があつてから聞くのではなしに、その時点で、提出があつた時点で承諾を得られているということで、ここも事務手続上は省略できる、ただし、同意書等は確認をさせていただくということになります。それをした上で、県のほうにもこういった申出がありましたということで、県のほうにも照会をさせていただくということとしまして、最終的には、この農業委員会のほうで提案をさせていただいて、問題がなければ認定農業者のほうに通知をさせていただくというような流れの手続をさせていただきたいというふうに考えております。そのようなところが、この元の新旧対照表の2項、それから、第3項、前項の申出書の処理というようなところの内容になってまいります。

あと、その次のページですね、46ページ、様式等を定めさせていただいております。これは、手続上の書類ということで、こういった届出とか、あと通知書の様式も、これは、国が定めた様式に準じて作成させていただいて、本人に通知するということとしておりますので、こういったようなことで、今後は、認定農業者が地域計画内に農業施設を建設される場合についての届出については、こういった手続を行っていくということで、そのために、この要綱の一部を改正させていただくと。改正といっても、追加をさせていただくという、内容の追加をさせていただくということになります。その件につきまして、審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長： 事務局の説明は終わりました。この件について質疑はありませんか。
前川さん、どうぞ。

前川委員： このA4の資料の2行目に、市町村又は農業委員会が認めるものについてと書いてますけども、これは、農業委員や推進委員が何か現地に行って確認をする、具体的に何か確認するっていう必要はあるんですかね。

事務局： 手続上の流れは、議案に出すときに見に行ってくださいとか、あと、地元委員さんは、その申出を見ていただいて確認をしていただくとか、それは、ほかの案件と同じ扱いをしようと思っております。

前川委員： 分かりました。

議長： ほかによろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第109号を採決いたします。本案を原案どおり決することにより賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 49ページを御覧ください。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、出合の土地1筆、面積が1,282平方メートルです。譲受人は出合の方、譲渡人は三宅の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月13日、許可日が5月20日となっています。

2番、大屋町筏の土地1筆、面積が2,660平方メートルです。譲受人は大屋町中間の方、譲渡人は大阪府茨木市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月15日、許可日が5月28日となっています。

3番、大塚の土地1筆、面積が525平方メートルです。譲受人は大塚の方、譲渡人は茨城県銚田市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月19日、許可日が5月29日となっています。

4番、大屋町宮本の土地1筆、面積が120平方メートルです。譲受人は大屋町宮本の方、譲渡人は大屋町宮本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月30日、許可日が6月4日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告②「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、八鹿町八鹿の土地5筆、合計面積が1,343平方メートルです。申請人は八鹿町八鹿の方です。取得した日が令和6年8月2日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、大屋町大杉の土地4筆、合計面積は3,994平方メートルです。申請人は大屋町大杉の方です。取得した日が平成23年6月23日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

以上で第33回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 藤原義幸

署名委員 水下山計介